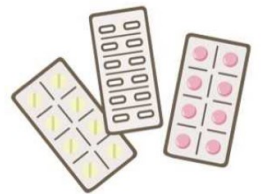


# 患者の皆様へ

❁ 令和6年度診療報酬改定に伴い、  
当院では以下のように対応いたします。

① 患者さんの状態に応じて、28日以上の長期処方への  
対応が可能です。

病状に応じて担当医が判断させていただきます。



② オンライン資格確認を通じて、以下の情報を取得・活用  
することで、質の高い医療の提供に努めています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報、  
その他必要な診療情報



③ 以下の加算を算定いたします。

- ・医療情報取得加算
- ・ベースアップ評価料(Ⅰ)、(Ⅱ)1
- ・生活習慣病管理料(Ⅱ)